定期預金規定

【自由金利型定期預金・M型(スーパー定期) 規定】

※2024年10月1日以降、証書の新規発行終了

(自由金利型定期預金・M型(単利型)取引 (証書式))

- 1. (預金の支払時期)
- (1) 自由金利型定期預金・M型(以下「この預金」といいます。)は、証書記載の満期日に 自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定され た預金口座に入金するものとします。
- (2) 個人の方に限り預入日の 1 年後の応当日以後であれば、この預金の一部を 1 万円以上の金額で解約することができます。
- 2. (証券類の受入れ)
- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 証書と引換えに、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型 2 年定期預金・M型」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A 預金口座へ振替る場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間 払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届 出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
 - B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型 2 年定期預金・M型と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。
 - ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の 残額は満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を後記6. (1)により満期日前に解約する場合および後記6. (3)または(4)により解約する場合、または、前記 1. (2)による一部解約の申出に係る解約金額には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、②から⑪については解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金利率(①を含む)が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
 - ①6 か月未満

解約日における普通預金の利率

- ②6 か月以上 1 年未満預入日におけるこの預金の「6 か月」基準金利×70%
- ③1 年以上 2 年未満 預入日におけるこの預金の「1 年」基準金利×70%
- ④2 年以上 3 年未満預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%
- ⑤3 年以上 4 年未満預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%
- ⑥4 年以上 5 年未満預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%
- ⑦5 年以上 6 年未満 預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%
- ⑧6 年以上 7 年未満預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%
- ⑨7 年以上 8 年未満預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%
- ⑩8 年以上 9 年未満預入日におけるこの預金の「8 年」基準金利×70%
- ①9 年以上 10 年未満預入日におけるこの預金の「9 年」基準金利×70%
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。
- 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、6.(4)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、6.(4) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5. (取引等の制限)

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 本 5. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
 - ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵 触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 本 5. (1)から(3)に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 3 項の取引等の制限を解除します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を前記 1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して当店または当行国内本支店に提出してください。
- (3) 次の各号いずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名 義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記 10.(1)に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および前記 5.(1)で定める当行からの通知等による各種

確認や提出された資料が偽りである場合

- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
- ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約す ることができるものとします。なお、この預金取引の停止または解約によって生じた損害 については、当行は責任を負いません。また、この預金取引の停止または解約により当行に 損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える 目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有す ること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 7. (届出事項の変更、証書の再発行等)
- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があ

ったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (2) 前記(1)の届出の前に、証書や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記 (1) と同様とします。
- (3) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、証書を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。
- 8. (成年後見人等の届出) 普通預金規定 9. と同じです。
- 9. (印鑑照合)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合 し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の 事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 10. (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 11. (中間利息定期預金)
- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記 3. の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記 1.の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記 1.以外の方法で解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

12. (証書の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに当行に返却してください。

- 13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に

対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序 方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。た だし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三 者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとしま す。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが できるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日 までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺 通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行 の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(自由金利型定期預金·M型(複利型)取引〈証書式〉)

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金・M型(単利型)〈証書式〉(以下「証書式単利型」といいます。)の

- 1. と同じです。
- 2. (証券類の受入れ) 証書式単利型 2. と同じです。
- 3. (利息)
- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および証書記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記6. (1)により満期日前に解約する場合および後記6. (4)または(5)により解約する場合には、当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および後記 6. (2)または(3)により、解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、② から ⑩については解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金利率(①を含む)が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。
 - ①6 か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ②6 か月以上 1 年未満 預入日におけるこの預金の「6 か月」基準金利×70%
 - ③1 年以上 2 年未満預入日におけるこの預金の「1 年」基準金利×70%
 - ④2 年以上 3 年未満預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%
 - ⑤3 年以上 4 年未満預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%
 - ⑥4 年以上 5 年未満預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%
 - ⑦5 年以上 6 年未満預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%
 - ⑧6 年以上 7 年未満 預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%
 - ⑨7 年以上 8 年未満預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%
 - ⑩8 年以上 9 年未満

預入日におけるこの預金の「8年」基準金利×70%

①9 年以上 10 年未満

預入日におけるこの預金の「9年」基準金利×70%

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

証書式単利型の 4. と同じです。

5. (取引等の制限)

証書式単利型の 5.と同じです。

6. (預金の解約)

証書式単利型の 6. と同じです。

- 7. (届出事項の変更、証書の再発行等) 証書式単利型の 7. と同じです。
- 8. (成年後見人等の届出) 証書式単利型の 8. と同じです。
- 9. (印鑑照合)

証書式単利型の 9. と同じです。

10. (譲渡、質入れの禁止) 証書式単利型の 10. と同じです。

11. (証書の効力)

証書式単利型の 12. と同じです。

- 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 証書式単利型の 13. と同じです。
- 13. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

- 14-3. 自由金利型定期預金·M型(単利型)取引〈通帳式〉
- 1. (預金の支払時期)
- (1) 自由金利型定期預金・M型(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。
- (2) 個人の方に限り預入日の 1 年後の応当日以後であれば、この預金の一部を 1 万円以上の金額で解約することができます。
- 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、 通帳の該当受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
 - ①預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型 2 年定期預金・M型」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - A 預金口座へ振替る場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。ただし、中間 払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届 出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - B 定期預金とする場合には、中間利払日にこの自由金利型 2 年定期預金・M型と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。
 - ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の 残額は満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記6. (1)により満期日前に解約する場合および後記6. (3)または(4)により解約する場合または、前記 1. (2)による一部解約の申出に係る解約金額には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、②から⑪については解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金利率(①を含む)が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

①6 か月未満

解約日における普通預金の利率

- ②6 か月以上 1 年未満預入日におけるこの預金の「6 か月」基準金利×70%
- ③1 年以上 2 年未満預入日におけるこの預金の「1 年」基準金利×70%
- ④2 年以上 3 年未満預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%
- ⑤3 年以上 4 年未満預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%
- ⑥4 年以上 5 年未満預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%
- ⑦5 年以上 6 年未満預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%
- ⑧6 年以上 7 年未満 預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%
- ⑨7 年以上 8 年未満預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%
- ⑩8 年以上 9 年未満預入日におけるこの預金の「8 年」基準金利×70%
- ①9 年以上 10 年未満預入日におけるこの預金の「9 年」基準金利×70%
- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。
- 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、6.(4)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、6.(4) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- 5. (取引等の制限)
- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 本 5. (1) の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引

- ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般
- ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵 触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 本 5. (1) から (3) に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前 3 項の取引等の制限を解除します。

6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を前記 1. の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求 書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店または当行国内本支店に提出してください。
- (3) 次の各号いずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名 義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記 10.(1)に違反した場合
 - ③ この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および前記 5.(1)で定める当行からの通知等による各種 確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、 当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約す ることができるものとします。なお、この預金取引の停止または解約によって生じた損害 については、当行は責任を負いません。また、この預金取引の停止または解約により当行に 損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしている と認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難される べき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の 業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- 7. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
- (1) この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記(1)の届出の前に、通帳や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前記 (1) と同様とします。
- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、 当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求め ることがあります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただき ます。
- 8. (成年後見人等の届出) 普通預金規定 9 と同じです。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- 10. (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。
- 11. (中間利息定期預金)
- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記 3. の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記 1.の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金を前記 1.以外の方法で解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序 方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。ただし、こ の預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に 対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが できるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺 通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ま た、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行 の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(自由金利型定期預金・M型(複利型)取引 (通帳式))

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金・M型(単利型) 〈通帳式〉(以下「通帳式単利型」といいます。)の

- 1. と同じです。
- 2. (証券類の受入れ)

通帳式単利型 2. と同じです。

- 3. (利息)
- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および通帳記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって 6 か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記 6. (1)により満期日前に解約する場合および後記 6. (3)または(4)により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、②から⑪については解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金利率(①を含む)

が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。

①6 か月未満 解約日における普通預金の利率

②6 か月以上 1 年未満

預入日におけるこの預金の「6 か月」基準金利×70% ③1 年以上 2 年未満

預入日におけるこの預金の「1年」基準金利×70%

④2 年以上 3 年未満預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%

⑤3 年以上 4 年未満預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%

⑥4 年以上 5 年未満預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%

⑦5 年以上 6 年未満預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%

⑧6 年以上 7 年未満 預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%

⑨7 年以上 8 年未満預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%

⑩8 年以上 9 年未満預入日におけるこの預金の「8 年」基準金利×70%

①9 年以上 10 年未満預入日におけるこの預金の「9 年」基準金利×70%

- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。
- 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

通帳式単利型の 4. と同じです。

5. (取引等の制限)通帳式単利型の 5. と同じです。

6. (預金の解約)通帳式単利型の 6. と同じです。

7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) 通帳式単利型の 7. と同じです。

8. (成年後見人等の届出) 通帳式単利型の 8. と同じです。

9. (印鑑照合)

通帳式単利型の 9. と同じです。

10. (譲渡、質入れの禁止)

通帳式単利型の 10. と同じです。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺) 通帳式単利型の 12. と同じです。

12. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022 年 7 月 1 日現在)